

申請時に提出する納税証明書について

◆法人税・消費税の納税証明書

- ・法人の場合は、税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆所得税・消費税の納税証明書

- ・個人の場合は、税務署発行の代表者の「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書を提出すること。
- ・非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する納税の猶予許可通知書又は、納税証明書を提出すること。

◆都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、法人事業税及び法人都道府県税の納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・個人事業者の場合は、代表者の都道府県が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、個人事業税の納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。

◆法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書

- ・法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆市町村民税の未納がないことを証明する証明書

- ・市町村が課税する税（都道府県民税を含む）について未納の税額がないことを証明する証明書を提出すること。なお、未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。

◆固定資産税の納税証明書

※固定資産税は、土地、家屋、償却資産が対象。

- ・法人の場合は、本社（本店）で協定書締結する場合は本社（本店）のものを、支店等で締結する場合はその所在地のものを、納付した直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・個人の場合は、納付した代表者の直前1年間の納税証明書を提出すること。
- ・納税義務のない場合は、納税証明書の提出は不要。
- ・証明書は、申請書提出時の3ヵ月以内に発行されたものに限る。
- ・コピーで提出する場合（コピー提出可）は「無効」表示のないもので、明確に判読できるものに限る。
- ・税の徴収猶予をうけている場合は、その旨を証明する徴収猶予許可通知書を提出すること。